

奈良県告示第百九十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設設置の許可申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあった特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課（奈良市登大路町三〇番地）及び橿原市環境づくり部環境衛生課（橿原市八木町一丁目一番地一八）において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地  
東洋精密工業株式会社 代表取締役 石井 昌  
橿原市新堂町三七六番地一
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
東洋精密工業株式会社  
橿原市新堂町三七六番地一
- 三 特定施設の構造に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設十六基（以下「A施設」という。）及び第六十六号に掲げる電気めっき施設三基（以下「B施設」という。）
特定施設の能力	処理能力 六シート／時間〜八〇〇シート／日（A施設） 処理能力 八シート／時間〜六四シート／時間（B施設）



特定施設から排出される汚水等の一日当たりの通常量の量及び最大の量(単位 m <sup>3</sup> )	特汚 単位 mg/l	
	A施設	B施設
	三一・五	一・五
	四三・一	二・一

五 汚水等の処理方法に関する事項

処理施設の能力	処理施設の構造	処理施設の種類	処理施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間
C施設 五一人槽 D施設 二・一m <sup>3</sup> /日 E施設 六m <sup>3</sup> /時間 F施設 六m <sup>3</sup> /時間	C施設 鉄筋コンクリート構造 D施設 塩ビ樹脂製 E施設 鉄筋コンクリート構造 F施設 鉄筋コンクリート構造	し尿浄化槽(以下「C施設」という。) シアン排水処理施設(以下「D施設」という。) 十六号排水処理施設(以下「E施設」という。) 十七号排水処理施設(以下「F施設」という。)	C施設 二十四時間 D、E及びF施設 九時間(最大十二時間)
汚水等の処理方法	C施設 接触酸化 D施設 アルカリ塩素法 E施設 活性汚泥法 F施設 活性汚泥法		

汚水等の処理施設	の									項目		季節的変動の概要（使用に季節的変動がある場合）						
	後値	理の	処大	及び最	前及	理値	処の	よ通	にの				設態	施状	理染	処汚	のの	等
E施設	F施設	E施設	F施設	E施設	F施設	E施設	F施設	E施設	F施設	E施設	F施設	E施設	F施設	E施設	F施設	E施設	F施設	E施設
/	一一〇	一三	六五	五〇	五五	四二	七・六	一・〇	通常	処理前	なし							
/	二二〇	五〇〇	一三〇	二〇〇	一一〇	一五〇	九・〇	〇・八	最大									
一三	一・四	一・四	四	五・七	二・五	二・五	七・二	七・二	通常	処理後								
一七・四	五・六	五・六	八	九・五	七・二	七・二	七・七	七・七	最大									

六 排水の汚濁状態及び量

排水の汚濁状態						
項目	水素イオン濃度(水素指数)	生物化学的酸素要求量(BOD)(単位 mg/l)	化学的酸素要求量(COD)(単位 mg/l)	浮遊物質(単位 mg/l)	窒素含有量(単位 mg/l)	りん含有量(単位 mg/l)
通常	七・二	二・五	五・七	一・四	四・五	〇・〇三
最大	六・七〇七・七	七・二	九・五	五・六	七・二	〇・〇七

による処理前及び処理後の汚水等の一日当たりの通常量及び最大の量(単位 m <sup>3</sup> )	
F施設	
	四八
	六五・六

排出水の量(単位 m<sup>3</sup>/日)

六一

八三